

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）からいわき市に避難した申立人ら母子について、未就学児を含む子供3人を連れての避難であること等の事情を考慮して、平成27年4月分までの生活費増加分（交通費）の賠償が認められた事例。

1098

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件に関し、下記損害項目（下記記載の期間等に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

	項目	期間等	金額
1	申立人X2の小学校転校関係費用（制服代等）	平成23年、南相馬市の小学校からいわき市の小学校への転校時	19,000円
2	申立人X3の小学校転校関係費用（制服代等）	同上	19,000円
3	学童保育交通費	自 平成24年11月1日 至 平成27年4月30日	131,000円
4	生活費増加費用（交通費）	自 平成23年4月1日 至 平成27年4月30日	232,946円
5	申立人X4の生命・身体的損害	入院期間 (1) 自 平成23年9月19日 至 平成23年9月22日 (2) 自 平成23年12月22日 至 平成23年12月25日 通院期間 平成23年3月17日	108,667円
6	弁護士費用	本件申立に関する費用	15,319円
	合計		525,932円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期間等に限る。）についての和解金として、合計金52万5932円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間等に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年7月15日

（仲介委員 藤重由美子）